

対馬市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成24年9月25日(火)午前10時30分から午前11時40分

2. 開催場所 対馬市峰地域活性化センター2階会議室

3. 出席委員 (18人)

1番 井田幹男	2番 太田吉雄	3番 鬼橋孝幸
5番 初村重政	6番 堀江政武	7番 上野良人
9番 吉野敏	10番 阿比留和比古	12番 佐伯理
14番 中村國安	15番 米田賢明	16番 永留廣美
17番 兵頭榮	18番 小宮伸之	19番 小宮正至
21番 須川久巳	24番 島居邦嗣	25番 龍造寺正房

4. 欠席委員 (6人)

4番 永留光雄	8番 松村英二	11番 大石憲一
13番 武田安丸	22番 縫田和己	23番 上野秀一

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第10号 農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権の設定)について
議案第11号 非農地証明願いについて
議案第12号 対馬農業振興地域整備計画変更に伴う意見について
議案第13号 農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権の設定)について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀剛一
農業委員会事務局係長	庄司克啓
農林水産部農林振興課課長補佐	波田安德
美津島地域活性化センター地域支援課係長	神宮秀幸
豊玉地域活性化センター地域支援課主事	石丸真
峰地域活性化センター地域支援課主任	中村龍一
上対馬地域活性化センター地域支援課課長補佐	古里正人

7. 会議の概要

議 長 ただ今より、平成24年度 対馬市農業委員会 第4回総会を開会いたします、本日は、委員定数24名中18名の出席です、総会は成立しておりますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めたいと思います。

議事日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、私の方からご指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、2番の太田吉雄委員、5番の初村重政委員にお願いをいたします。

次に、議事日程第2、会期について、お諮りいたします。お手元に配布しております議事日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、本日1日とします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び係長を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 議案書の1ページをお開き願います。議案第9号についてご説明いたします。議案第9号は農地法第3条の規定による許可申請で、今回は2件でございます。

番号1は売買によるもので、譲受人は美津島町尾崎の さんで、譲渡人は美津島町鶏知の さんです、面積は「畑が1筆」、89㎡で、現在の経営面積は3,056㎡でございます。

番号2も売買によるもので、譲受人は上県町佐護の さんで、譲渡人は上県町佐護の さんです、面積は「畑が1筆」、539㎡で、現在の経営面積は24,331㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員に補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

(9番委員挙手)

9番 吉野 敏 委員

番号1でございます、譲渡人の さんでございますけども、この方は長男さんが長崎の方に住んでおられまして、 さんも高齢でございます、少し体の

方も不自由でございます、それで譲受人の　　さんですが、身内関係になるわけ
でございます、それで家屋敷も譲り渡して長崎の方に引き上げたいと、いうこと
で、その家屋敷にこの畑がほんのわずかでございますけども、付いておるわけ
あります、それも一緒に売り渡したいということでございます。よろしく願い
します。

(21 番委員挙手)

議 長　　はい。21 番委員

21 番 須川久己委員

譲渡人の　　さんは、この土地より外れた所に家があり、また、譲受人の
さんの家の近くにあり、譲渡人には便利が悪く、　　さんのすぐ近くであり
売買の話し合いが成立しましたので、よろしく申し上げます。

議 長　　ただ今、地元委員から補足説明がありました。何か質疑はございませんか。

(異議なし)

議 長　　それでは、議案第 9 号、番号 1、2 について、一括して賛否を問いたいと思
いますので、本案件について、原案の通り許可することに賛成の方の挙手を、お願
いいたします。

全員賛成 でございますので、議案第 9 号、番号 1、2 について、許可するこ
とに、決定いたします。

次に、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進事業申出書（利用権設定）につ
いて」を議題とします。本議案につきまして、　　委員さんと　　委員さんが直
接関係する案件でございますので、対馬市農業委員会会議規則第 10 条の規則に
より、一時退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の 2 ページをお開き願います。

議案第 10 号の農用地利用集積計画（第 4 回）について、ご説明いたします。

農用地利用計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規
定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積
計画の定めるところによる利用権設定に対し、総会にて決定する必要があるため、
提案するものであります。今回 14 件の「利用権設定」の申し出がっております。

3 ページをお開き願います。

今回は申請件数が多いので番号、「利用権の設定を受ける者」、「利用権の設定
をする者」、筆数、面積の順番で報告して、よろしいでしょうか。（同意）

なお、番号 1 から番号 5 までの「利用権設定を受ける者」は厳原町小茂田の
さんで同じ人になりますので省略します。

番号 1、厳原町小茂田の　　さん、1 筆、495㎡、番号 2、厳原町小茂田

の さんの相続人代表、 さん2筆 1, 414 m²、番号3、 厳原町小茂田の さん、1筆、528 m²、次のページをお開きください。

番号4、 厳原町小茂田の さん、1筆、892 m²、番号5、北九州市八幡東区西本町の さん、1筆、548 m²、番号6、7の「利用権設定を受ける者」は 厳原町下原の さんです。

番号6、 厳原町下原の さん、3筆、2, 349 m²、次のページをお開きください。

番号7、 厳原町下原の さん、4筆、5, 773 m²、番号8から10は、「利用権の設定を受ける者」も読み上げます。

番号8、 厳原町田淵の さん、 厳原町下原の さんの相続人代表、 さん、5筆、4, 056 m²、次のページをお開きください。

番号9、 厳原町田淵の さん、 厳原町下原の さんの相続人代表、 さん、1筆、3, 966 m²の内3, 560 m²、番号10、 厳原町檜根の さん、 厳原町下原の さんの相続人代表、 さん、1筆、1, 097 m²、次のページをお開きください。

番号11から14の「利用権設定を受ける者」は 豊玉町田の さんです。

番号11、 豊玉町田の さん、1筆、611 m²、番号12、 豊玉町田の さん、1筆、376 m²、番号13、 上対馬町比田勝の さん2筆、841 m²、次のページをお開きください。

8、9、10ページと番号14は、つながっています。

10ページをお開きください。

番号14、 豊玉町田の さん、34筆、39, 194 m²です、以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明がありましたらお願ひしたいと思ひます。

(5番委員挙手)

5番 初村重政委員

番号1から番号5までは設定する者が同一人でありますのでまとめて説明させていただきます。

9月21日、 氏、市担当者と現地の確認を行ったところでございます、

本件につきましては約3反8畝、3, 877 m²が6筆が一箇所に集約という形になりまして、 氏も拡大を図っておられるということもございまして、この件につきましては設定する方も3人ほど話しましたが、いずれも問題が無いというふうに考えておりますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 番号6の説明ありませんか。

(5番委員挙手)

5番 初村重政委員

私は、 氏本人が設定を受ける者となっておりますので 委員が、他の件につきましては、私は現地を確認せず 委員が現地を確認されている状況で

ざいますので、私の方は説明する手立てが無いわけですが、説明の段階でも氏に入って頂かないといけにかと思いますが、他の件についてどういたしましょうか。

議 長 皆さん、どうしたらいいですか、本人に入ってもらって説明を求めますか。
(事務局説明の声有り)

議 長 事務局説明

事務局(厳原) 9月21日、立会の元、現地立会をした結果、現地立会の時点で分かった事なんですけども、6番、7番、8番につきまして、申請の段階で現況地目が原野となっていますが、耕作をやめて1年未満の田であり原野とみなされませんでしたので、6番、7番、8番の現況地目の訂正を田にお願いいたします。
立会の元、貸される方1名、来て頂いたんですけども、特に何も問題も発生いたしませんでしたので、よろしく申し上げます。

議 長 波田さん今、説明された分ですね、設定を受ける人は さんですよ、この人でいいということですか。

事務局(厳原) はい、 さん、 さん、 さん、 さん、6番から10番まで問題ないと思われま。

議 長 双方で確認は取れてますか、また、立会された時、皆さん来られておられるんですよ、現地には。

事務局(厳原) 全員は来られていませんが、お任せするというので、私が聞き預かっていますので、私と対馬振興局の耕作放棄地の事業を担当してある方と さんと立会いただいて確認しております。

議 長 もう一つ質問しますが、現況は原野であるけど1年未満であるから農作業が出来ることの判断の基にということですか。

事務局(厳原) はい、現地を見る限りですね、草がぼつぼつとしか4,5cmの草しかはえてなくてですね、まだ、田ぼとみなされる状況であったので、原野と判断するのはおかしいのではないかと、立会のもと判断いたしました。

議 長 はい、ありがとうございます、今のところ、とくと説明されたものをよくお聞き記憶をお願いします。
あと、番号11から説明をお願いします。

(10番委員挙手)

10番 阿比留和比古委員

議案第10号の11、12、13番までですね、これ元々、 さんがやってる

わけなんです、現に親である さんが前から耕作してあって、今度は名義を息子である さんにとということで、総会の議案に出されております、それで何も問題点は出てありません。

それから番号14番ですね、これも親子関係で、親父さんから息子の方に移すということで、別に息子さんが今度農業に力を入れるということで息子さんの方に名前を変えたいということで別に問題ありません、以上です。

議 長 すみません、こちらからも一度質問させていただきます。

11、12、13の設定をする人は以前から さんとしてあったとしてあったということですね。

10番 阿比留和比古委員

はいそうです。

議 長 分かりました。今度、名前が変わったから改めて、この名前が出たということですか。

10番 阿比留和比古委員

はいそうです。

議 長 ただ今、地元委員から補足説明がありました。何か質疑等ございませんか。

(15番委員挙手)

15番 米田賢明委員

6頁ですが、6頁の9番ですね、面積3,966㎡の内、3,560㎡ということですが、この残りは何か問題があるとかということではないんですか。

(事務局(巖原)挙手)

事務局(巖原) 現地立会の前にですね、申請の段階でですね、貸す側の方がですね一部残して耕作したいということで、筆数の一部の406㎡を自分で耕作するというので、あとの残った分を貸しますよということで貸す方と、借りる方のやり取り中で、3,966㎡の内3,560㎡となっております、特に何も問題ありません。

議 長 よろしいでしょうか。

15番 米田賢明委員

はい。

議 長 他にどなたか質問はございませんか。

(14番委員挙手)

14番 中村國安委員

8頁の14、これは親子で設定するわけですが、実際、こういうことをしなければいけないのでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長

私の方から説明いたします、この さんが今年、12月で65歳になられます。 さんは農業者年金を掛けておられまして、65歳までに子どもに贈与をするか利用権設定をする、それか第三者に利用権設定をするという、だいたい三つの方法がありまして、それをすることによって農業者年金の老齢年金の方も貰えますが、その上乘せ分として経営移譲年金も貰えますので65歳までに設定、若しくは贈与を完了して申請しなくてはなりませんので、今回、息子さんに利用権の設定をするという方法で申請を出されたと思います。

14番 中村國安委員

最初の説明の時に、この様な説明を入れて貰えれば、こういう質問は出てこないと思います。分かりました。

議 長

どうも失礼しました。以後注意します。

それでは、まとめたいと思います、議案第10号、番号1から14ついて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます、議案第10号は、原案のとおり承認することに決定いたします。議案第10号の審議が終わりましたので退席された委員の入場を認めます。

議 長

暫時、休憩とします、5分間。11時10分から再開します。

議 長

再開します。次に、議案第11号「非農地証明書交付願いについて」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の11ページをお開き願います。

議案第11号についてご説明いたします。議案第11号は、非農地証明書交付願3件でございます。

番号1、申出人は上対馬町琴の さんで、6筆でございます。位置図、写真等は13から19ページを参照ください。

次のページをお開きください、番号2、申出人は上対馬町琴の さんで、2筆でございます。位置図、写真等は20から22ページを参照ください。

番号3、申出人は上対馬町琴の さんで、2筆でございます。位置図、写真等は23から25ページを参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願います。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明がありましたら願います。

(15 番委員挙手)

15 番 米田賢明委員

議案第 11 号の 1 から 3 までを地元委員として説明させていただきます。理由及び時期に書いてありますように、番号 1 は職業の関係で農業に従事できなかったことと、周囲は山ばかりでございまして、小さな面積で植栽後 30 年から 45 年経っております。

番号 2 も職業の関係で農業に従事できなかったことと、周囲は山ばかりでございまして、小さな面積で植栽後 35 年経っております。

番号 3 は、周囲は山ばかりでございまして、小さな面積で植栽後 40 年経っております。

いずれの箇所も農地への復元は不可能と思われるので、よろしく願います。

議 長 ただ今、地元委員から補足説明がありました。何か質疑等ございませんか。

(なし)

議 長 それでは、質疑ないようでありますので、議案第 11 号、番号 1 から 3 まで原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます、議案第 11 号は、原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、議案第 12 号「対馬農業振興地域整備計画変更（農用地区域の除外）に伴う意見について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 議案書の 26 ページをお開き願います。議案第 12 号「対馬農業振興地域整備計画変更（農用地区域の除外）に伴う意見について」ご説明いたします。

対馬農業振興地域整備計画変更（農用地区域の除外）につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、提案するものであります。尚、27 ページから 31 ページに、「変更箇所表示図」及び「現況写真」等を添付しておりますので、どうぞご参照下さい。

また、詳しい説明は、本庁農林振興課の担当からしていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願います。

議 長 事務局の説明が終わりました、次に本庁農林振興課の説明を求めます。

(農林振興課担当挙手)

農林振興課担当 それでは議案第 12 号についてご説明します。申請人は美津島町州藻にお住ま

いの さんであります、土地の所在につきましては同じく美津島町州藻字中の壇 8 5 番 1 で台帳地目は畑、現況地目は原野、台帳面積は 3 7 6 m²の土地となっております。

除外の目的は申請人の次男である方が、住宅建設をする為でありまして、その理由といたしましては、申請人の所有している農地は農業振興地域ばかりで、他に適地がなく 2 9 頁をご覧ください、この字図を見て頂くと分かるんですけども、今回の申請地は 8 5 番 1 でありまして、隣に 8 5 番 2 というのがあるんですけども、これは既に宅地になっておりまして、ここは さんが長男さんに譲渡する予定であるものでありまして、このとなりに隣接するということで、今回の申請地は農振地域であります、8 5 番 2 の宅地にすでに分断されておりまして、孤立している状況であり、その隣接地も雑種地であることから、転用は原則として禁止となっておりますが、やむを得ないと判断いたしまして、今回、農業委員皆様のご意見をいただきたく提案しております、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

なお、美津島活性化センターの担当係長とご当地の農業委員さんは 2 1 日に現地を立ち会われています、

私の方は 2 1 日に支障がありましたので昨日の 2 4 日、美津島活性化センターの担当係長と現地を確認しております、以上です。

議 長 ありがとうございます。美津島活性化センターの係長さん、別に説明することありませんか

事務局（美津島） 字図を見ていただくと、他の農地とは直接隣接はしていないということと、現地でも確認しましたが、他の農地に影響はないと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 それぞれに説明が終わりましたが、質疑に入りたいと思います、どなた質疑はありませんか。
他に、ご意見ございませんでしょうか。

（ 1 9 番委員挙手 ）

1 9 番 小宮正至委員

隣の市道の下に 1 1 1 番雑種地で記載してありますよね、8 5 番 1 が今回の申請地ね、雑種地のここは農振地域じゃないんでしょうか。

（ 農林振興課担当挙手 ）

農林振興課担当 1 1 1 番になるんですけど雑種地はですね、ご覧のように着色されておられないので、農振地域ではない状況であります。

1 9 番 小宮正至委員

はい、分かりました。

議 長 それではないようでございますので、当委員会の意見書を添えて、市長あて回

答いたします。

次に、追加議案の議案第13号「農業経営基盤強化促進事業申出書（利用権設定）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

追加議案書の1ページをお開き願います、議案第13号の農用地利用集積計画（第4回の追加）について、ご説明いたします。

農用地利用計画につきましては議案10号で説明したとおりでございます。2ページをお開き願います。

番号1、「利用権の設定を受ける者」は、豊玉町大綱の さん、「利用権の設定をする者」は、豊玉町仁位の さんで、面積は「畑1筆」で2,012㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明がありましたらお願いします。

（12番委員挙手）

12番 佐伯 理委員

さんと さんは以前にも利用権設定をされてまして、何ら問題ないと思われまますので、よろしく申し上げます。

（事務局長挙手）

事務局長

この さんの今回の追加議案について農業者年金と関係がありますので、詳しく説明したいと思います。

さんは、農業者年金の特定加算金を受給するために第三者移譲を農業者年金基金へ平成14年に経営移譲をされています。その時点の所有面積8,046㎡、基金への移譲面積7,046㎡、自作農地として1,000㎡ございました。また基金は移譲面積の内6,097㎡を管理耕作として さんに耕作を委託していました。

それから、10年間、平成23年10月4日まで契約更新されてきましたが、基金から10年以上は更新できないとの連絡があり、 さんから さんへ直接契約をし平成24年3月24日の農業委員会総会で、6,200㎡の利用権設定をしました。

しかし、利用権設定した面積は、基金と さんに委託した面積に相当するで、経営移譲をする面積に達せず、このままでは年金支給停止になります、そこで今回、年金を引き続き受給するために、追加の利用権設定を申請したものであります

また、今回の年金業務取扱いで、私が不慣れであり、面積要件等の確認をおこたり、追加議案でお願いする事態を招き、本当に申し訳ございません、以後このようなことが起こらないよう、細心の注意を払いますの、今回は格別のお取扱いをお願いします。

議 長

ただ今、地元委員から事務局長からの補足説明がありました。何か質疑等ございませんか。

(なし)

それでは、まとめたいと思います、議案第13号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます、議案第13号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

以上で、本日提案されました、第9号議案から第13号議案を、皆様方には慎重にご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5その他の事項ですが何かありませんか。

(なし)

それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。